

保護者の皆様

広陵町立真美ヶ丘中学校  
校長 辻 博 暢

## インフルエンザによる出席停止期間の基準について(お知らせとお願い)

平素は本校教育にご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、インフルエンザの流行しやすい時期となりました。インフルエンザによる出席停止期間の基準は、下記のとおりです。ご確認いただき、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

また、日頃から手洗い、うがい、咳エチケットなど、感染症予防に努めていただけますように、お願いいたします。

### 記

#### 1 インフルエンザの出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第 19 条)

**「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで」**

※ 部活動においても出席停止期間中は活動できませんので、ご注意ください。

#### 2 インフルエンザの出席停止期間早見表

		発症日	発症後					発症後 5 日を経過した後		
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に解熱した場合	発症	<b>解熱</b>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目以内のため	発症後 5 日目以内のため			
	出席停止	出席停止						登校可能		
例 2	発症後 2 日目に解熱した場合	発症	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目以内のため			
	出席停止	出席停止						登校可能		
例 3	発症後 3 日目に解熱した場合	発症	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
	出席停止	出席停止						登校可能		
例 4	発症後 4 日目に解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
	出席停止	出席停止					出席停止	登校可能		
例 5	発症後 5 日目に解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
	出席停止	出席停止					出席停止	出席停止	登校可能	

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っているといわれています。また、インフルエンザは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります(二峰性発熱)。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで罹患者の回復や感染拡大を防ぐことにつながります。

※ 発症日は、0 日目と考えます。発症日とは、病院で受診した日ではなく、インフルエンザ症状が始まった日(発熱を目安)です。病院受診時に発症日を確認してください。

※ インフルエンザと診断された場合、学校へご連絡ください。診断書は必要ありません。